

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 平成26年度計画の変更について

(1) 再発防止対策の反映等

○変更事項

「1.(6)機構の業務の適切な実施のための取組み」について、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事に係る入札に関して、関係職員が入札談合等関与行為防止法違反で刑事処分を受け、公正取引委員会より機構に対して同法に基づく改善措置要求等が行われたところであり、当該改善措置要求等を受けて取りまとめた調査報告書(H26.9.26公表)や「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に沿って、理事長の強いリーダーシップの下、コンプライアンス体制やガバナンスの強化、入札・契約監視機能の強化、入札契約手続きの見直し、情報管理の徹底等を行う旨の文言を追加等する。

また、「2.(3)随意契約の見直し等」中、国土交通省の入札談合に係る再発防止対策の検討状況を踏まえつつ、必要に応じ、コンプライアンスの推進等を実施する旨の文言を削除する。

○変更理由

北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事に係る入札に関して、関係職員が入札談合等関与行為防止法違反で刑事処分を受け、公正取引委員会より機構に対して同法に基づく改善措置要求等が行われた。当該改善措置要求等を受けて取りまとめた調査報告書(H26.9.26公表)や「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に沿って、理事長の強いリーダーシップの下、コンプライアンス体制やガバナンスの強化、入札・契約監視機能の強化、入札契約手続きの見直し、情報管理の徹底等を行い、再発防止に取り組むこととしており、「1.(6)機構の業務の適切な実施のための取組み」にその旨の記載を追加することとする。

また、従前、「2.(3)随意契約の見直し等」において、「公正取引委員会からの改善措置要求(平成24年10月17日)を受けた国土交通省の入札談合に係る再発防止対策の検討状況を踏まえつつ、必要に応じ、コンプライアンスの推進、入札契約手続きの見直し等を実施」する旨記載していたが、この内容については、機構自らの取り組みである上述の再発防止対策に包含されることとなるため、当該記述を削除することとする。

(2) 船橋宿舎の売却

○変更事項

「2.(4)資産の有効活用」中、売却予定宿舎の列記に船橋宿舎を追加する。

○変更理由

「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(H24.12行革担当大臣決定)で売却方針が示されていた船橋宿舎について、関係者との協議の進捗により、売却手続きを進めることが可能となったため、売却予定宿舎の列記に船橋宿舎を追加することとする。

(3) その他所要の改正

① 北海道新幹線の駅名決定

○変更事項

「1.(1)①整備新幹線整備事業」中、「新函館(仮称)」を「新函館北斗」に変更する。

○変更理由

平成26年6月に、JR 北海道が北海道新幹線(H27 年度末完成予定区間)の駅名を決定したため、従前仮称表記していた「新函館(仮称)」を、新たに決定した「新函館北斗」に変更することとする。

② 都市鉄道利便増進事業における事業一体化

○変更事項

「1.(1)②都市鉄道利便増進事業等」中、都市鉄道利便増進事業の相鉄・JR 直通線及び相鉄・東急直通線について、新たな計画名称「神奈川東部方面線(相鉄・JR 直通線、相鉄・東急直通線)」を用いて記載する。

○変更理由

相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線両線の速達性向上計画の統合について、国土交通省に計画の変更認定を申請し、平成26年3月に認定を受けたことから、認定後の新たな計画名称「神奈川東部方面線(相鉄・JR 直通線、相鉄・東急直通線)」を用いて記載することとする。

平成26年度計画新旧対照表

平成26年度計画（改正）	平成26年度計画（現行）
<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 鉄道建設等業務</p> <p>① 整備新幹線整備事業</p> <p>建設中の新幹線の各線について、工事完成予定時期を踏まえ、事業の着実な進捗を図る。</p> <p>特に、北陸新幹線（長野・金沢間）については、軌道工事及び設備・電気工事等を完了させるとともに、設備・電気に係る諸試験及び各種設備監査等を実施し、平成26年度末に完成させる。</p> <p>北海道新幹線（新青森・<u>新函館北斗</u>間）については、平成27年度末の完成に向けて、軌道工事及び設備・電気関係工事等の進捗を図るとともに、設備・電気に係る諸試験及び各種設備監査等を実施する。</p> <p>また、整備新幹線の工事の進捗状況については、ホームページで公表する。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 鉄道建設等業務</p> <p>① 整備新幹線整備事業</p> <p>建設中の新幹線の各線について、工事完成予定時期を踏まえ、事業の着実な進捗を図る。</p> <p>特に、北陸新幹線（長野・金沢間）については、軌道工事及び設備・電気工事等を完了させるとともに、設備・電気に係る諸試験及び各種設備監査等を実施し、平成26年度末に完成させる。</p> <p>北海道新幹線（新青森・<u>新函館（仮称）</u>間）については、平成27年度末の完成に向けて、軌道工事及び設備・電気関係工事等の進捗を図るとともに、設備・電気に係る諸試験及び各種設備監査等を実施する。</p> <p>また、整備新幹線の工事の進捗状況については、ホームページで公表する。</p>
<p>② 都市鉄道利便増進事業等</p> <p><u>神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線）のうち、相鉄・JR直通線区間</u>については、関係機関との連携・調整及び残地権者の用地取得を進めるとともに、西谷トンネルの掘削や羽沢駅（仮称）の開削工事等の路盤工事を着実に推進する。</p> <p>相鉄・東急直通線<u>区間</u>については、関係機関との連携・調整及び用地取得を進めるとともに、新横浜駅（仮称）の開削工事等の路盤工事を着実に推進する。</p> <p>（略）</p>	<p>② 都市鉄道利便増進事業等</p> <p><u>相鉄・JR直通線</u>については、関係機関との連携・調整及び残地権者の用地取得を進めるとともに、西谷トンネルの掘削や羽沢駅（仮称）の開削工事等の路盤工事を着実に推進する。</p> <p>相鉄・東急直通線<u>区間</u>については、関係機関との連携・調整及び用地取得を進めるとともに、新横浜駅（仮称）の開削工事等の路盤工事を着実に推進する。</p> <p>（略）</p>
<p>(6) 機構の業務の適切な実施のための取組み</p> <p>機構においては、北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工事に係る<u>入札</u>に関して、<u>関係職員が入札談合等関与行為防止法違反で刑事処分を受け、公正取引委員会より機構に対して同法に基づく改善措置要求等が行われた。</u></p>	<p>(6) 機構の業務の適切な実施のための取組み</p> <p>機構においては、北陸新幹線の融雪・消雪設備工事に係る<u>発注</u>に関して、<u>平成25年9月以来、公正取引委員会及び東京地方検察庁の調査・捜索を受け、平成26年3月に関係職員2名が入札談合等関与行為防止法違反容疑で在宅起訴及び略式起訴されるとともに、同月に公正取引委員会より機構に対して同法に基づく改善措置要求等が行われた状況にかんがみ、次の措置を実施する。</u></p> <p><u>(i) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）の内容に沿って、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。法令遵守体制の強化に当たっては、担当理事の設置、研修の充実化等の措置を行うとともに、内部監査の実効性を確保する観点から、関係職員の能力の向上を図りつつ、理事長及び監事も含めた重層的な監査体制を構築する。契約の適正性及び競争性を確保する体制の強化に当たっては、入札監視委員会等において、高落札率案件の全件審議等による審議件数の拡大、支社・局単位での審議の実施等契約の監視体制の強化を図るための措置を講ずる。</u></p> <p><u>(ii) 上記の改善措置要求等に関して、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために徹底した調査を行い必要な改善措置を速やかに講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた改善措置の内容について公表する。また、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を機構の役員及び職員に周知徹底することを含め、機構における法令遵守体制を確立するとともに、機構における入札の実態について徹底した調査を行い、必要な場合には改善を</u></p>

平成 26 年度計画（改正）	平成 26 年度計画（現行）
<p>当該改善措置要求等を受けて取りまとめた調査報告書（平成 26 年 9 月 26 日機構公表）にある再発防止対策及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）の内容に沿って、国の動向や他の独立行政法人の取組みも参考にし、理事長の強いリーダーシップの下、コンプライアンス体制やガバナンスの強化、入札・契約監視機能の強化、入札契約手続きの見直し、情報管理の徹底等を行い、入札談合等関与行為等の再発防止に徹底的に取り組むとともに、機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応を行うほか、研修や説明会の開催等を通じて、業務の適正を確保するための体制を整備し、内部統制の充実・強化を図る。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>行うなどの所要の措置を講ずる。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">国の動向や他の独立行政法人の取組みを踏まえつつ、理事長を委員長とする内部統制委員会を中心に、</p> <hr/> <p style="text-align: center;">機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応を行うほか、研修や説明会の開催等を通じて、内部統制の充実・強化を図る。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>（3）随意契約の見直し</p> <p>契約の透明性、競争性を確保する観点から、引き続き、「随意契約等見直し計画」を着実に実施するとともに、契約監視委員会での意見を踏まえつつ、一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の更なる見直しを行い、一層の競争性の確保に努める。また、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会等のチェックを受ける。</p> <hr/> <hr/>	<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>（3）随意契約の見直し等</p> <p>契約の透明性、競争性を確保する観点から、引き続き、「随意契約等見直し計画」を着実に実施するとともに、契約監視委員会での意見を踏まえつつ、一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の更なる見直しを行い、一層の競争性の確保に努める。また、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会等のチェックを受ける。</p> <p style="color: red;">なお、公正取引委員会からの改善措置要求（平成 24 年 10 月 17 日）を受けた国土交通省の入札談合に係る再発防止対策の検討状況を踏まえつつ、必要に応じ、コンプライアンスの推進、入札契約手続きの見直し等を検証する。</p>
<p>（4）資産の有効活用</p> <p>宿舎、寮の集約化のため、こずかた寮、保土ヶ谷寮、<u>船橋宿舎</u>及び宿舎不用地（行田宿舎用地の一部）については売却手続きを進める。</p>	<p>（4）資産の有効活用</p> <p>宿舎、寮の集約化のため、こずかた寮、保土ヶ谷寮_____及び宿舎不用地（行田宿舎用地の一部）については売却手続きを進める。</p>